

令和4年(行コ)第10号 マスク着用義務不存在確認等請求控訴事件

控訴人 福地裕行

被控訴人 白糠町

準備書面 (2)

令和4年8月31日

札幌高等裁判所第3民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 控訴の趣旨の変更

- 一 控訴の趣旨第四項を以下のとおり変更する。

「四 控訴人には、マスク及びフェイスガードなどマスク代用物を着用せずに白糠町議会の議場に参加して発言する権利があることを確認する。」

第二 変更の理由

- 一 1 被控訴人は、令和4年6月27日付け控訴答弁書の第2の(3)において、「また、そもそも控訴人は、令和3年9月の第3回及び同年12月の第4回の町議会の定例会において、マスク着用せずに出席し、発言も行っているのであって、控訴人が確認を求めている権利は実現されており、確認の利益が認められてい

- る。」と主張する。
- 2 このうち、令和3年9月の第3回及び同年12月の第4回の町議会の定例会で、マスク着用せずに出席したことは事実であるが、控訴人の発言が許される場合は、マスク着用に代へてフェイスガード等の着用を強制され、控訴人が発言の機会を得るためにはやむをえずフェイスガード等を着用しなければならなかつたのである。
 - 3 これは、被控訴人は、マスク着用を義務付けたことはないと否認して居るが、議会運営の実態は、明らかにマスク着用を義務付けているのである。
 - 4 つまり、被控訴人の町議会事務局から、議会運営委員会から控訴人に配布された文書（甲10）によると、同月5日の令和3年第1回臨時会では、マスクまたはフェイスガード等の着用を義務付けることになった。つまり、これまでは、「マスク着用」を義務付けてきたのに対し、新たに、マスクのみならず、その代替としてフェイスガード等のいずれかの着用を義務付けてきたのである。
 - 5 ところで、このやうな事態に至つた経緯とその後については、以下のとおりである。
 - (1) 令和3年5月31日の全員協議会で町議会事務局長が、同年6月9日からの令和3年第2回定例会に関して、議会運営委員会での協議結果を口頭で報告し、要マスク着用を伝達し、マスク着用を義務づけた。
 - (2) これ以前も同様に被控訴人の町議会は、文書送達や決議等によらず、口頭により要マスク着用を義務付けを命じたため、控訴人は、町議会出席と議場での発言の機会を奪はれないために、マスク着用の義務を認めるものではないとの異議を留保して第2回定例会閉会までやむなくマスクを着用した。
 - (3) 令和3年7月1日、議会改革活性化特別委員会で委員長である控訴人が、マスク不着用であることを理由に大方の議員が委員会をボイコットしたために流会となつた。
 - (4) そして、上記4のとおり、町議会事務局からの文書（甲10）が配布され、同月5日の令和3年第1回臨時会では、マスクまたはフェイスガード等のい

づれかの着用を義務づけてきた。

- (5) 同月 5 日の町議会の令和 3 年第 1 回臨時会では、控訴人がマスク不着用であることを理由に、控訴人に対し退席命令が出され発言禁止処分がなされた。
 - (6) そして、控訴人は、議会改革活性化特別委員会の委員長を辞任せざるを得なくなった。
 - (7) 以後、町議会開催にあたり毎回、マスクまたはフェイスガード等の着用の文書が配布されて今日に至つてゐる。
 - (8) そして、同月 5 日以降は、町議会に係るあらゆる会議において、控訴人は発言を担保するために開会宣言と同時にフェイスガード等を着用せざるを得なくなり、着用義務の強制が続いてゐるのである。
 - (9) なお、令和 3 年 9 月 13 日の第 3 回定例会において、控訴人に対し、被控訴人の町議会は、議員辞職勧告決議を可決した。その理由は、本件訴訟を釧路地方裁判所に提訴したことをマスコミに喧伝し、インターネット上で全国に提訴内容を拡散したことを理由とするものである。
 - (10) すなはち、被控訴人の町議会は、控訴人が憲法上保障された裁判を受ける権利を行使したことを批判する憲法違反の決議を行つたことであり、しかも、控訴人が提訴したことをインターネット上で全国に提訴内容を拡散したといふ事実がないにもかかわらず、このやうな事実無根の理由によつて、被控訴人の町議会は控訴人に議員辞職を勧告するといふ違憲違法な決議を行つたのである（甲 11）。
 - (11) この決議は、実質的には控訴人がマスク不着用の権利があることを主張して実行することを違法であるとして制裁を行つた決議であつて、被控訴人の町議会在が控訴人に対しマスク着用を間接的に強制したことになる。
- 6 以上により、控訴人には、マスク及びフェイスガードを着用する法的義務及び医学的根拠がないにもかかわらず（甲 6～甲 8）、被控訴人の町議会は、現在に至るまで町議会内において控訴人に対しこれを実質的に強制し、その着用しなければ出席停止、発言停止となる状況にあり、これらの着用の強制が現在

も継続してゐるのであつて、しかも、前記の議員辞職勧告決議（甲 11）を撤回する決議も未だになされてゐないのであるから、前記第一の確認の利益は存在するのである。

- 7 また、これまで被控訴人の町長が町議会の演壇で発言するときは、マスク不着用のまま行はれてをり、これは不合理な差別であつて憲法第 14 条の法の下
の平等に違反するため、控訴人について、町長と同じ権利があることを求める
必要があるためにも、当然に確認の利益がある。